

## 教務委員会規程

〔平成16年7月27日〕  
〔歴博規第22号〕  
最近改正 平成20年10月28日

(任務)

第1条 教務委員会(以下「委員会」という。)は、館長の求めに応じ、特別共同利用研究員の受入れのほか大学院教育協力に関する事項について審議するものとする。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

(1) 教務委員長

(2) 各研究系から選出された研究教育職員4名

(委員長)

第3条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を行う。

(議事)

第4条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(審議結果の報告)

第6条 委員長は、その審議結果を館長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、管理部研究協力課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。